女子雇用者

女子パート 4,462

16.998 2.401 170 188 0

計 専門的・技術的職業従事者 管理的職業従事者 5,594 852 2,009 586 110 43 1 0

事務従事者 販売従事者 農林漁業作業者 採掘作業者 運輸・通信従事者 114 13 技能工、生産工程従事者 3,620 1.562 労務作業者 991 529 保安職業従事者 19 1 サービス職業従事者

分類不能の職業 資料出所:総務庁統計局『就業構造基本調査報告』(昭和62年)、1988年

かに、

つイ

き方が広がったと見た方がよ

ても、

表三が賃金水準を比較

たも

0 で

あ

る

側の事情に合わせてパ

ここでは、

企業側

は手にはいらない3。利もできればよいけれど、規模による違いは大きい

そのため

0

資料は簡単

は賃金構

用

けてみる必要もあろう。

日本では賃金水準の企業 また企業規模によって

61

からだ。

職業ごとの比

較

の比較

してみよう。

することが可能なので、

これと女子パー

タイ

b

ただし製造業に関しては生産労働者の賃金を利用

あてはまりそうにない

む

しれない。

だが製造業や

わゆるブル

カラー の事情

の低賃金を解く一つの鍵は、 100.0 3.8 0.0 19.1 13.1 1.0 0.0 0.3 35.0 11.9 0.0 15.6

1,911 694 40 12

だから女子

0.0 15.2 29.2 39.1 0.0 11.4 43.1 53.4 5.3 36.3 30.0 0.3

26.3 7.1

ても、それほど高い小売業・飲食店は女ビス業である。これな 女子パートは少ない2。このうち後の二つの産業電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業・で般労働者の賃金水準の比較的高い金融・保険業、 ではもともと女子が少ない2。 それほど高 飲食店は女子一 13 らの 産業ではない。他方、女子一公子一般労働者の賃金水準をみ 産業のう なぜに金融・保険業 ち製造業、卸売・

ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業・で このうち後の二つの産業

女子

トの構成比でみても、

女子雇用者に占

めるパ

-の比率で ある。

わ生みれ

産業、職業で少ないの

か。

この点も考えてみな

タイ

7 る。

かい なぜ

賃金水準の

高

ればなるまい。

だが残念ながらこの文章では正

7

をみたもので

0

ちのち重要になってくるの増大を支える要因は異

なっ

7

13

る。

この

点

は

ち重要になっ

によると、 ても、 表二は続い

業従事者、管理的職業従事者に女子パートが少な職業別にみても賃金水準の高い専門的・技術的職 かる。これに労務作業者を加えると、実に女子産工程従事者に女子パートが偏っていること これらの職業は一般に賃金水準が相対的に低い。 の四七・九%になる。つ 販売従事者、 事務従事者が多いのがわかる。 加えると、実に女子パートが偏っていることがな いでサ ビス職業従事

してその背景などを探る必要がある。員との違いがみられるからである。その実態、そ子パートタイマーの多くみられる分野の中で正社

も解かなければならないことはたくさんある。

備がないからだ。今後の課題である。

が、それで

女

都合もあるし、なにより

もわ

わたくしにまだその準とはできない。紙幅の

面からこれを解いてみることはできない。

職業では技能工、生産工程従事者、労務作業者に職業ともに偏りがある。ここで産業では製造業、要するに、女子パートタイマーが働く分野は産業、要するに、女子パートの低賃金のもう一つの鍵である。業従事者、管理的職業従事者に女子パートが少な業にする。 女子パートタイマーの女子パートがかなりを 従事者、 タイマ 企業としてはそう 動きと結び付けられて説明されることがよくある したがって一日、 、しかもそれをつくりおきすることはできないービスという商品に対する需要は時間的に変動 卸売・小売業・飲食店やサー サ を雇おうとす トタイマーの増加は、 ビス職業従事者にはあてはまるかも した波に対応するためにパートー週間の中で仕事の繁忙がある。 多いことに注目 るのだと。 サ この説明はたし ービス経済化の -ビス業、 しておこう。 販売

間給である。

一方、

0

賃金形態は

13

とんど

が

賃金水準

はどうなって

いる

の

か

は月給である。

したがって比較をする

ため

には、

て一時間

一般の女子労働者

0

賃金形

態 時

それも先の三つの産業をそれぞれとりあげよう。なるべく土俵を同じくして比べてみたい。産業、あたりの賃率を算出しなければならない。しかり

女子一般労働者の賃金を労働時間で割っ

必要なことは、なぜこうした問題が生じているのうのである。 仕事はそうたやすいことではない。わたくしとしか、何が有効かがわかる。いうまでもなく、このである。それではじめて企業として何ができるのみだしている原因をきちんとつきとめてみることまり、女子パートタイマーと正社員との違いを生まり、女子パートタイマーと正社員との違いを生 い。女子 だパ らだ。 えない。それでも糸口だけでも明らかにできればても、この文章ですべてできるとは残念ながら思 るために、 よいと思う。 労務管理制度の働きを十分に知ることである。 「冷静に」とは、労働市場のメカニズかを冷静に考えてみることだとわたく つ産業は製造業、卸売・小売業・飲食店、―トの構成比の両方からみて、女子パー-女子雇用者に占める女子パートの比率、 表一は産業分野をみたもの 女子パ 働 まず土俵をそろえておく必要があるかパートタイマーと女子正社員とを比較す働いている分野をみてみなければなるました。 Bきを十分に知ることである。つ労働市場のメカニズムや企業の である。 しは思う。 による -が 目 子

である。

要するにどう

して女子パ

-タイ

マー

は

か。

この

61

+

農林

建設

運輸・通信業

サービス業

分類不能の産業

漁

鉱

製 造 業

公

業

業

業

卸売・小売業、飲食店

金融・保険業、不動産業

格もない

など人事処遇制度が正社員と異なるなど

かりでなく賞与がない、

定期昇給がない、昇進昇

それば

計

電気・ガス・熱供給・水道業

資料出所:総務庁統計局『就業構造基本調査報告』

たとえば、賃金をはじめ労働条件が低い、そればある。だが、同時にまた問題もみえ始めてきた。

しながら追加的な収入を得られる機会を与えつつ女子パートの増加は中高年主婦に、家事と両立

加している。

女子パー

アルバイトは年率七・〇%(女子六・七%)

も増

(女子○・八%)の増加であるのに対し、

しかもこの五年間に正社員が年率○・九%

タイマー等と呼ばれる労働者で

ある。

六・三%はパ

人とほとんどを占め、女子全体の雇用者の二

ばれている労働者は四六七万七千ば、パートタイマーあるいはそれ ば、パートタイマーあるいは統計局「就業構造基本調査」

万七千人、全雇用者のはそれに近い名称で呼

・一%を占めている。

うち女子が四四六万二

はじめに

トタイ

7

が急増して

る 1。

によれ

(昭和六二年)

女子正社員と同様に扱われないのだろう

この問題を考えてみよう

表1 産業別にみた女子パートタイマー

女子雇用者

16,998

106

22

11

613

49

443

4,577

1,070

5,191

359

44

4.515

女子パート

4,462

42

7

1

3

75

93

918

22

13

85

1.522

1,681

パート比 26.3

100.0 0.9

構成比

0.2

0.0

1.9

34.1

0.1

1.7

37.7

2.1

20.6

0.5

0.3

(千人)

39.6

31.8

9.1

13.9

33.7

6.1

16.9

36.7

8.7

17.7

6.1

29.5

(昭和62年)、1988年

の増加と労務管理の課題

雇用職業総合研究所

GOOODOOOO

Α 3

2

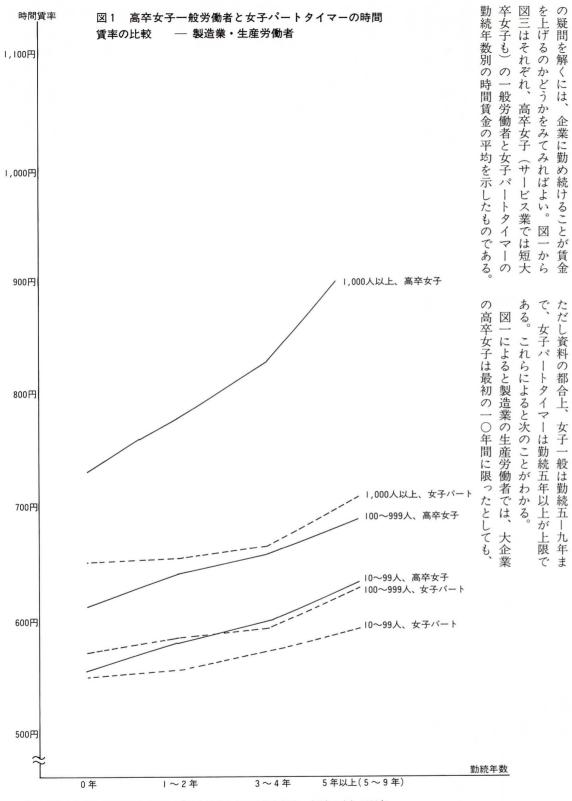
マ

企

別

特 女子パートタイ

MANNON NON MANNON



資料出所:労働大臣官房政策調査部『賃金構造基本統計調査報告』(昭和63年)、1989年

注 (1)高卒女子一般労働者の時間賃率は、所定内給与額を所定内実労働時間数で割って算出した。ただし、所定内実労働 時間数は、勤続年数別にとれないので、規模別の平均値を採用した。

(2)女子パートの勤続年数は上限が「5年以上」である。これに合わせるため、高卒女子一般は、「 $5\sim9$ 年」をとっ た。

表 3 女子一般労働者と女子パートタイマーの賃金水準の比較

					計	10-99人	100-999人	1000人以上
製	造	業		A)	85.3	91.5	86.5	74.8
				B)	92.7	100.1	94.1	96.0
卸売・小売業、飲食店			A)	74.8	80.0	75.4	65.7	
				B)	96.0	102.1	93.6	91.9
サー	・ビス	業		A)	77.5	84.4	72.0	70.0
				B)	119.0	126.1	110.5	108.5
				C)	96.2	107.6	86.8	85.3

資料出所:労働大臣官房政策調査部『賃金構造基本統計調査報告』 (昭和63年)、1989年

注 (1)女子一般労働者の時間賃率は、所定内給与額を所定内実労働時間で除 して算出した。製造業については、生産労働者の比較である。

(2)表中のA)は女子一般労働者の平均の時間賃率(換算値)を100とした、 女子パートタイマーの平均時間賃率の比率である。なお所定内給与、 所定内実労働時間はいずれも学歴計、年齢計の数値である。

(3)表中のB) は女子高卒勤続 0年、18~19歳の平均時間賃率を100とした、 女子パートタイマーの平均賃率の比率である。所定内給与は女子高卒 勤続 0年、18~19歳の平均額であり、所定内実労働時間は女子高卒年 齢18~19歳の平均値である。

(4)表中のC)は女子短大卒勤続0年、20~24歳の平均時間賃率を100とし た、女子パートタイマーの平均時間賃率の比率である。所定内給与は 女子短大卒勤続0年、年齢20~24歳の平均額であり、所定内実労働時 間は女子短大卒年齢20~24歳の平均値である。

小売業・飲食 小売業・飲食 小売業・飲食 して 売業・飲食店では、 2 の賃金を一 勤続○年、 ると、 労働者 均 0 数字だけ В 確 時間給 に比べ かに 欄をみて 年齢一八 00とし 女子 0 、てさえ低 、比率で ていた 18 ハーー 九歳のE みていてもわり みていてもわり がただきたい。 だだ た時 の企業規模にお あ 9 る。 0 製造業、 女子 7 平 が か ナパートター これは高 5 0 賃金は な 卸

13

女子パ

9

7

0

相

なる。

II

か

な

ス業で

は逆

12

金が高く

なれ

質や熟練

質も

向

産業であっ

7 7

業規模

もの

業規模が大きくなるほど 賃金は相対的に低い。ま

製造業、 で女子

> + 0

・ビス業、

卸

小売業・ やや

氏は店の

順

18

9

1

賃 売 どの 女子

みて

Ł 7 あ

企業規模で

みても

女子 率で

子パート

00

平

0

時

たり

0 61

賃金を

00 0

> た時 労働者

0

パ均

9

1 間

0 平均

時間給

比

あ

る

欄をみ

7

13

ただきた

これ

は女子

般

9

7 産業で

方が賃金が低い



を歩んでいいっちゃんでいる。 ている。 女それ 規高卒の んどなく この 他産業に比べ若干質が高 イマ 校を卒業して 0 マい C欄がそれで 質 要 準がほぼ同じであるということは、 たとしても、 观高卒の女子の賃金要するに製造業、 方が低 新規学卒 が 7 のが が 意味す 不熟練労働者と女子 は 上回 熟練 II 7 も不熟練労働者に他ならない 規 業規模別には小規模で女子 者 短 同 7 13 る 7 を高 3 その -ビス業で求し 企業の じで はたとえ最初、 わ き ところは 大卒女子 0 だろう たば 0 2 ば不熟練労働者であると 賃金水準と女子 めて 差は あり、 金 後も不熟練労働者にとどまるわ れ以上では女子 0 がが 卸 か 全体でみるとほとんど差はな 中で仕事に いったい何 〇年 ŋ 売 大 0 5 仕か。 < いめ 3 0 れ事 これ 0 ・ 女子パービス ٢ ると仮定し 0 な職業生涯(キャ られる不熟練労働者 不熟練 が普通である。 る は仕事 比率を示して ○○とした時 質、 えそうであるが 何で -齢二〇 7 を確 つきながら、 人業では新規高卒ハートタイマーの 1 0 女子 7 0 あ 中 労働者であ ことを意味し る か -間にある。 18 経 ろう いめ いってよ タイ 18 7 0 2 は 業に 賃金水 0 あ る。 熟練 みる必 か。 リア 女子 徐々 トタ 7 9 る 歳 学 1 女の 0 は 0

4

図3 高卒・短大卒女子一般労働者と女子パートタイ マーの時間賃率の比較 ― サービス業

に係わらず賃金が勤続とともに急激に上昇しのであるが、高卒女子、短大卒女子ともに、を注目しておこう。図三はサービス業を示し続けるといってよい。が、大企業勤続五年以業でも女子パートタイマーは不熟練労働者で 続けるといった 、短大卒女子ともに、規模か、大企業勤続五年以上層か、大企業勤続五年以上層か、一は不熟練労働者でありか。

があるため、あまり断定的なことはいわビス産業は他の二つの産業に比べさまざトタイマーは不熟練労働者であり続ける

るようなキャリアを歩んではらより難しい仕事へと移る、企業規模に係わらず、企業

では

はいないようでああるいは熟練を

7

トタイマーは不熟練労いものの上昇曲線を描

ここでも

18

企業の中で仕事をしトタイマーはいずれの

時間賃率 /1,000人以上、短大卒女子 100~999人、短大卒女子 1,100円 まな職業があっなのに対し、大 女子 ,000人以上、高卒女子 パル000円 7 100~999人、高卒女子 かない /10~99人、短大卒女子 就ごとの 900円 10~99人、高卒女子 変 高めるようなキャリアをながらより難しい仕事へながらより難しい仕事へながらよりないだろう。 800円 1,000人以上、女子パート -100~999人、女子パート 10~99人、女子パート 700円

1~2年

0年

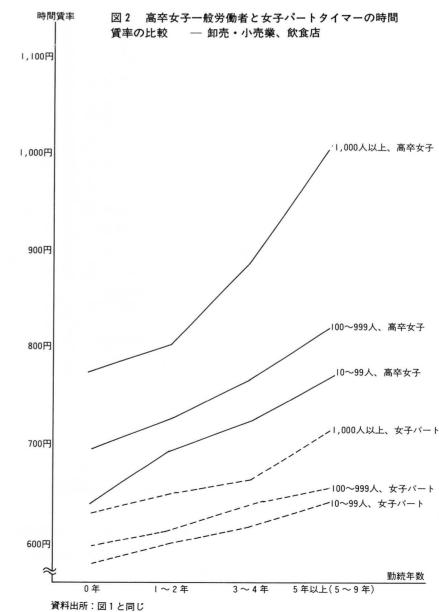
資料出所:図1と同じ

3~4年

勤続年数

5年以上(5~9年)

賃金カー 二割程度、 大企業の 業の 続五年以上でかなり は来な 不足であり高卒女子はなかなか中企業、 企業、 あり タイ 高め、 を指摘す れば労働市場で相互に競争してい る。 者、 んではい 熟練労働者であり 曲線を描いて 代わって 次に図二によると、 高卒 · 労働市場で相互に競争している。しかも若年いずれも不熟練労働者であり続け、いいかえに代替されていることを示していると思われ、小企業の高卒女子生産労働者がパートタイ 中企業、 より難 小企業の高卒女子生産労働者がパ-タイマーで増え続けているのは4、 は企業の中で仕事をしなが 中企業、小企業であっての高卒女子の賃金の上が図二によると、卸売・小 ·ブはなだらかである。 女子 な ることができる。 と同様であり、 「タイマーではいず」 賃金は上昇してい その結果、 しまいつつ とい 般労働者といえども、 る。 うことである。 仕事につく この事実から次の二つのこと とほぼ同じ様なななだらかな 卸売・小売業・ 女子パ っていること る。 彼女らも不熟練労働者でといえども、女子パート 第一 第二には中企業、 ても がり れの る。 示す。総じてこの産。 ただ大企業では勤 には女子 見るこれらにする一○年間の間にり方が著しいけれります。飲食店では れほど急ではなく タイ なキャ ら自らの熟練を 61 伏であってもれらに対し、 中企業、小企いかえれば不 女子パ 小企業に 実は中 が 中企 9



7

事に移っていった人々でちっ、企業にみられた勤続五年以上層は、ことてある。第二に、卸売・小売業 上は女子 までいった。第三に、不熟練労働者のままでいった。 事に移っていった人々であるかもしれないという す、その内容をさらに深く探ってみる必要がある す、その内容をさらに深く探ってみる必要がある す、その内容をさらに深く探ってみる必要がある 上は女子パートタイマーの平均像を描いたにすき 上は女子パートタイマーの平均像を描いたにすき とれたがあるがもしれないという な業にあるがもしれないという であるがもしれないという はつけ加えておかなければなし、 はつけ るとわ れのしか E 61 不熟練労働者のままでいることを望んでいる人が E 13 ことが果して問題なの ことである。 金各 るか 誰にとってそうなのかを考えてみる必要がある もしれ いるだろう。 つまり不熟練労働者のままである。 うことである。女子パートタイマ そせない。う その かもしれな 差はます たく タイマ しは思う。 機会をうまく活用できて かく熟練労働者の予備軍を抱えて たキャ 逆にそれは企業にとっ 労働力不足は熟練労働者でこそ激 の低賃金の大きな一つの ます広が い。もちろんそれを不満に思う人 だが、 0 を歩んでい てしまう。 ここで るとす 畑いたにすぎ、第一に、以外の三点だけ て問題な 女子 0 が 'n 中には か 女子 の正 ば、

熟練労働者であり続けることは、 -タイマ が、 たしかに相

る Ō 企業は女子パ か をどう処遇してい

対的な低賃金をもたらす。 のっても、 N わゆる正社員としてさまざま 貝としてさまざまなたとえ不熟練労働

度であれ存在している。

第二に、

特に家族手当、

を企業は、

そのさなかにわざわざ特別の処遇を提供するようまい。企業は製品市場で激しい競争をしている。

企業は製品市場で激しい競争をしている。でしているだけなのだろうか。そうではある

るだろう。

またなぜ一部に適用

して、

一部には適

一般的には競争に敗れて存在しなく

な

用しないというような企業が存在

した疑問を深く探っていくと、

いくと、女子パーなしているのだろ

住宅手当、

業績手当、

退職金、

昇進昇格、

定年制

最後に付け

加えた第

第二の点と密接に係

b

う新たな疑問につきあたる。

いくつかのタイプに分かれるの。そして企業における位置づけと

れるのではない

いう

点でみ

る

このことは前節

7

とい

いっても、

仕事の重要性、

必要な熟

表 4 正社員とパートタイマーの人事処遇制度の比較

			(事到	美所比率)
	正	社 員	パートク	アイマー
	全員	一部	全員	一部
	適用	適用	適用	適用
定期昇給	89.1	6.2	37.0	20.1
ベースアップ	82.8	8.5	34.0	22.3
通勤手当	79.9	14.9	52.9	6.6
役職手当	41.0	52.0	7.0	86.6
家族手当	55.5	29.0	1.9	3.1
住宅手当	37.2	22.5	0.7	2.3
業績手当	19.6	23.6	5.1	9.6
賞与	94.4	3.9	44.8	25.5
退職金	82.6	11.7	6.5	8.2
昇進昇格	55.2	15.3	4.6	6.0
定年制	85.8	4.5	23.1	4.4

資料出所:労働大臣官房政策調査部『就業形態の多様化に関す

る実態調査結果報告』(昭和62年)、1989年

だろう。

昇進昇格を適用する事業所が一割程度にす

ぎ

注目しておいてよい。

第三に、

ースアップ、通勤手当、賞与、

さら 他方

トタイマーにも適用して

約を結

、 退職金も同じような事情があるからだろぶことが多いことを示しているにすぎない決してなく、雇用期間に定めのある雇用契いのは、パートタイマーには定年がないか

用期間に定めのある雇用恝タイマーには定年がないか

が少ないのは、パーよいように思える。

また定年制

が適用されること

少ない

タイマ 手当、

ゆえというより、

女子

0

た方が

住宅手当

の適用事業所の

の少なさは、パート。これらのうち家族

ある人事処遇制度を正社員には適用してる。これによると、次のことがわかる。トタイマーとでいかに異なるかを表した であるのか。そしてもし違いがあるとしたら何故を受けていると思われている。果して事実はどう なのか。これらを探ってみたい タイマー 務管理 表四は人事処遇制度の適用状況 5 制度の適用を受けてもよ には適用しないという事業所は、どの制 正社員とは異なる労務管理制度の適用は一般に、いわゆる非正社員として位置 ゆる非正社員として位 が正社員とパ る。第一に、 したものであ 女子 18

ある。

いったい

なぜ企業によって異なるのか。

良

とを示してい

心的な企業とそうではない企業が存在して

いるこ

まったく適用しない事業所が存在していることで員にそれを適用する事業所、一部適用する事業所、

いずれの人事処遇制度であいる事業所が多い。第四に

『度であれ、パートタイマー~第四に、最も重要なことは、

全

には役職手当などはパー

で定期昇給、ベ ないことは、

て考えてみる必要がでてきた。 7 タイ 7 マ を を類型化-5 かの してみ いタ つイ たい何 3 ح

タイマ まず第一に言葉の吟味からはじ 定年まで働き続けるような社員が思い浮 そして正社員の対語は非正社員であ 正社員とは何かということは定義が難し の対語は正社員ではない。 なにもこの貴重な紙面 貝が思い浮かば、雇用契約を結 フ ル タイマ って、

はず

がない

表 5 正社員とパートタイマーの教育訓練制度の比較

〔入社時のみ〕

〔入社後定期的〕

〔入社後随時〕

仕事をしながらの訓練

仕事をはなれての訓練

仕事をしながらの訓練

仕事をはなれての訓練

仕事をしながらの訓練

仕事をはなれての訓練

1989年

資料出所: 労働大臣官房政策調査部

正社員

69.6

62.9

66.1

75.2

66.0

化に関する実態調査結果報告』(昭和62年)、

(事業所比率)

67.1

46.5

53.3

43.0

62.5

47.7

『就業形態の多様

基準にわれ

パートタイマー

ばショ 働時間の 7 0 に、 61 ¥こう。後者は文字どおりさしあたり前者を常用、 実際に勤続して タイマーという名のフルタイム労働者 7 あるいは短期間で離職してしまうの パートタイ 61 後者は文字ど ることはよく知られてい ーム働くパー -タイ マー いる期間の長さに着目してみ めるようになっ を分けるのである。 トタイマ てきて る かであ が数多 第一ルカ

て異なっ

てくるの

のではないか。

同様の疑問は表五

しれな

だからこそ労務管理制度が企業によっ

位

置を占めて

熟練労働者で

あっても企業の

か

労働者である

かも

しれ

な

やでは重要ない。だが、同

7

均

像は

0

8

て

いる女子

- パートタイマーもている場合もあり、

3

中には

61

いるのかも

またより熟練を高

確かに女子パートタイマーの方が教育訓練を行えで教育訓練制度の適用状況をみても生じてくる。

の方が教育訓練を行う

なぜ女子。

タイマ

に積極的に教育訓練を行

企業が

ある

のだろう

という

確かに女子

る

いは随時、

わは

ざわざ仕事を離れて女子パートタ少ない。けれども入社後定期的あ

1

V

に教育訓練を施す事業所

が四割にも及ぶ。

が描か ここでは五つのタイプ と、図四が得られる。 この三つ 7 を類型化してみる 0 基 タイに 準

パートタイマーであるルタイムの労働者はまでもなく正社員でフ 辞めていく女子パ野間のうちに企ります。 れている。 から、 である その いう

図4 女子パートタイマーの類型化

非正社員 正社員 常 用 C E

D

「、 …… こだけかもしれないし、側が一時的に仕事量が増えたためにタイマーである。企業 一辞めていくカラ, 女子パートラちに企業を В 非常用 ショートタイム フルタイム

うした非常用の常用パーの企業の中で積む時間がパートタイマーが難しいパートタイマーが難しい 職してしまった場合もあろう。このタイプの女子ろう。また女子パートタイマー自身が自発的に離れていたがら契約の更新をしなかった例もあるだ間、雇用しただけかもしれないし、あるいは人柄、側が一時的に仕事量が増えたためにもともと短期 るい ろう。また女子パートタイマー能力などから契約の更新をしな 7 してしまうのかもしれない務管理制度が整っていない 企業の中で積む時間がない いる企業が 「理制度が整っていないからこそ自発的に離職に適用するとも考えにくい。逆にそうした労は教育訓練などさまざまな労務管理制度を彼る企業が、定期昇給、ベースアップ、賞与あ は不熟練労働者で 'えにくい。それに必要な経験をそが難しい仕事や責任ある仕事につ ベタイ 。いずれこせよ、こからこそ自発的に離 それに必要な経験をそ からである。 7 を多く利用 またこ この L

ないという事に関しては、

事業所が特に多

それらをパ

・タイ

マーには適用

と同じである。では何故に正社員にはしないのか。 正社 Dタイプの女子パートタイマーは事実上正社員 程の様の処遇をうけるようなことはないと考えられる。 のタ

Dタイフの女子パートタイマーは事実上正社員 のだろうか。

三つの基準で女子パートタイマーを類型化してくると、さらに深く検討すべきはCとDタイプの女子パートタイマーであることがわかってきた。な仕事につき、どのような強をもち、総じて企業の中でどのような位置を占めているのかという前節の問題提起を吟味する段階に到達したといってよい。だが残念ながら、女子パートタイマーの仕事とキャリア、そして正社員との分業関係をていねいに調べあげた研究は数少ない、その数少ないなものは、中村恵氏の「技能という視点からみたパートタイム労働問題」である6。

リアの初期あるいは時々は、その仕事を行うなどマーは単純な仕事についている、③女子パートタイを単純な仕事についているが、正社員とは異な社員と同じ場所で働いているが、正社員とは異な理職に昇格している、②女子パートタイマーは正理ないるが、正社員と同じ仕事を行い、一部は管にの研究によると、第三次産業では①女子パーこの研究によると、第三次産業では①女子パー

のタイプがみられる。一方、製造業では④生産工のタイプがみられる。一方、製造業では④生産工程のほとんどが女子パートタイマーで占められ、程度のほとんどが女子パートタイマーでもあるまい。むしろこの四つのタイプがみなまかま本であって、程度の差こそあれ、女子パートタイマーの多い三つの産業にみられると考えた方がよい。

この仕事とキャリア等による分類を先のCとDタイプの女子パートタイマーにあてはめてみよう。タイプの女子パートタイマーをとりあげよう。このDタイプで、仕事やキャリアなどが正社員と同じである①であるとすれば、これはまさしく差別だといってよい。正社員と同じ時間働き、なおかつ同じ仕事をし、同じキャリアを歩むのにもかかわらずパートタイマーにしておく必然性がないからだ。次に同じくDタイプで単純な仕事に専念しているの。が、このタイプで単純な仕事に専念している。が、このタイプは例外的存在だと思われる。パートタイマーにしておく必然性がないからだ。次に同じくDタイプで単純な仕事に専念している。方。が、このタイプは例外的存在だと思われる。パートタイマーにしておく必然性がないからだ。かってよい。企業にとっては必要な女子パートタイマーだといってよい。企業にとって必要である。正社員と同じようなキャリアを歩むことが予定されていないため、そのキャリアを前提とした定期昇給や定年、退職金、昇進昇格、役職手当などをそのままあてはめることが難しいのではないだろうか。実態をはめることが難しいのではないだろうか。実態をはめることが難しいのではないだろうか。実態をはめることが難しいのではないだろうか。実態をはめることが難しいのではないだろうか。実態を

いえ②に似たタイプだとみてよい。 りとした位置をもっているとはいえない。正社員りとした位置をもっているとはいえない。正社員タイプで③であるのは、②ほど企業の中でしっかタイプが③があるわけではないけれど、おそら確かめた研究があるわけではないけれど、おそら

にしないのか。熟練を高めていく女子パートタイ社員だといってよい。が、それならばなぜ正社員の賞与があってもよいように思える。事実上の正核部隊のモラールをあげ、その努力に報いるため マーがいるとはいえ、 うために定年制や退職金制度があり、あるいは中はみつからないことを考えれば、勤め続けてもら 熟練の女子パートタイマーの代わりはそう簡単に確かめたわけではないけれど、企業の中で育てた だといってよい)がある。さらにいえば、実態をはベースアップがあり、また主任手当(役職手当 を使っている製造業企業では定期昇給制度あるい 研究によると、このタイプの女子パートタイマーがあっても不思議でない。事実、前出中村恵氏の では熟練の向上に応じた定期昇給やベースアップ と考えられる。このタイプの女子パートタイマーのではなく、中には徐々に熟練を高める人もいる は女子パートタイマーは不熟練労働者にとどまる けれど、普通、 を占めているフルタイムの女子パー もあれば、難しいものもある。とすれば、ここで やはり製造業で数多くみられよう。仕事の質、 Dタイプで④のタイプ、 れど、普通、生産工程の仕事にはやさしいもキャリアなどを丹念にみなければわからな 正社員は生産工程では監 つまり生産工程の中核 トタイ いもの 7 熟

ない。
りここでもキャリアが異なってからなのかもしれりここでもキャリアが異なってからなのかもしれない。
ない。

次にCタイプで特に重要なのは①、つまり正社員といったのようで特に重要なのは①、つまり正社員といった。このようで特に重要なのは①、つまり正社員とは、とってかわられてしまうからである。だが、もし企業としてはフルがほぼあてはまる。だが、もし企業としてはフルタイムを望んでいるにもかかわらず、働く方の都合だけでショートタイムが選ばれているとしたらそれほど企業の中で安定した地位を占めていないのかもしれない。フルタイム希望の女子が増えれているとしれない。フルタイム希望の女子が増えれているとしれない。フルタイム希望の女子が増えれているとしたが、とってかわられてしまうからである。 とってかわられてしまうからである。

の上がり 業 上さ かに、 タイプである。ここでは企業側も働く側もショー したものであろう。 まるのではなく、 食店などでみられるタイプである。ここでは明ら むしろ需要が時間とともに変動するスーパー 職のポストを用意するのは、企業としてもショー トタイムで希望は一致していることだろう。 同じ仕事をし、 ・飲食店の大企業勤続五年以上層の特異な賃金 女子パー ムで働いて欲しいからだ。製造業よりも、 いる人が -スアップ、 おそらくこうした人の賃金を反映 その一部が管理職に昇格している 中にはかなりの程度、 いる。第三節でみた卸売・小売 タイマーは不熟練労働者にとど ^、昇進昇格、役職手当あるいこのタイプではおそらく定期 熟練を向 管理 や飲

> づけないのだろうか。 は充実した教育訓練制度が用意されていても不思 は充実した教育訓練制度があってもよい。が、 でといるに対の賞与があってもよい。が、 ではない。また勤め続けてもらうために定年制 は充実した教育訓練制度が用意されていても不思

Cタイプで④は、おそらく製造業で多くみられることだろう。生産工程の中核部隊であり、なおかつショートタイムである女子パートタイマーである。製造業では普通、企業の側がショートタイマーにタイプもフルタイムを望むとは考えられないから、これは働く側の希望に応えたためと考えてよい。したがってこのタイプもフルタイム希望の女子パートタイマーによって脅かされることになろう。第二節で製造業とそれ以外の産業で、女子パートタイマーが増大とそれ以外の産業で、女子パートタイマーが増大とそれは外の産業で、女子パートタイマーが増大とそれほど安定した地位を保っているわけではないそれほど安定した地位を保っているわけではないということをいいたかったからである。

社員と非正社員という三つの基準で類型化を試み、フルタイムとショートタイム、常用と非常用、正くと、いくつかのタイプがあることが予想された。不熟練労働者である。だが労務管理制度をみていたしかに平均像でみると女子パートタイマーは

必要なのではないかとわたしくは思う。とりなるではないかとわたしくは思う。おおいまが、勤続が長期化している常用の女子パーとの考慮をあまり必要としないタイプだといって上の考慮をあまり必要としないタイプだといって上の方が、対しては不熟練労働者であり続け、労務管理上のタイプを得た。このうち非常用の女子パー

アップ 度を整える必要があるのではないか。もちろん、定期昇給やベースアップ、あるいは賞与などの制異なるとはいえ、正社員に準ずる地位をあたえ、 であれ企業にとっては貴重な戦力だろう。 けるとしても、ショートタイムであれフルタイ 実に予想される。そればかりではない。モラールは他の従業員の働きすぎによる生産性の低下は確 職場の一時的な混乱がうむ生産性の低下、 はない。面接のために時間をさかなければならな減り、募集費用(広告やチラシを配る費用だけで 水準は異なるにせよ。確かに労働費用はかさむか 質、熟練の質そしてキャリアが正社員とは大きく い人の人件費なども含む)が減少し、 もしれない。けれども、 正社員のやらない単純な仕事についている女子 トタイマーは、たとえ不熟練労働者であり が生産性の向上につながるかもしれ そればかりではない。 そのことによって離職が 離職による あるい 仕事の ない。 続

11

労働力不足が激 のタイプの女子パー だろうか。その上でほんのれと同じシステムを導入す せないだろうか。 しいのは、熟練労働者である。 の処遇制度を区別している企業は 前にも述べたように 少しキャリ ることはでき 必ず

を上に伸 ないもの

61

そ

カラ

ショ キャ つくり 管理制度も整っているとみてよい。 7 は必要であるかもしれないが。 はり時間給をベースにせざるをえないとかの工夫 第三次産業でみられる正社員と同じ仕事、 昇進スピー リアを歩むショ は正社員となんら区別できない。事実、 ださないのかが不思議でならない。 ・タイ ム正社員というカテゴリ -ドを遅らせるとか、 トタ イムの女子パ 賃金制度はや ここでは -をなぜに もちろ トタイ 労務 同じ ろう。

それは上述のプラスの効果をさらに増すことにな

トタイマーの励みにもなろう。

か

もしキャリアがほんのわず

か上に伸びれば、

の候補がいるのにほっておくてはないのではない

までに育ってきているものもいよう。

-トタイマ

1

の中にはその直前

せっかくそ

それだけ女子

務管理を整備したとしても無駄になってしまうの子め区別できないということである。せっかく労 率の統計をみるかぎり、この人たちはかなり多 て考えているのは、自発的に辞めてしまう女子 ではないかという危険である。ここで非常用とし 一つは常用と非常用の女子パー 以上のような労務管理の改変を行う上での問題 この点は何年間かの勤続を前提として、 タイマーの人々のことである。そして離職 トタイマ ーとを

> ちのいず る。 13 や定期昇給でそれなりの差をつければよいだろう 慮して昇進昇格を行えばよいだろう わたる働きぶりを観察した上で、 とを望んでいるものもいよう。 全てがより難 とではない こにおける働きぶりによって 13 かえれば能力主義管理を徹底す おそらく中には不熟練労働者のままでいるこ しも望んでいるわけではないということであ かに格付けす 問題の二つは女子 しく、 責任のある仕事につくことを れば、 、それほど難しいこ上述の三タイプのう ここでも長期間に 能力と意欲を考 ればよい。 トタイ Ļ また賞与 マー 0

つまりシショートタイム労働者は正社員となるべを払拭できるかどうかだとわたくしは思っている。とって重要な基礎条件の一つは、次のような意識理がいかにうまく処遇していくかという問題に理がいかもしれない。女子パートタイマーを労務管るのかもしれない。女子パートタイマーを労務管は上のいくつかは既に企業の中で実践されてい るのが当然であるという意識である。こうした考労働分野につくのが普通であって、非正社員になきではない、そして女子特に中高年主婦は補助的 残ってはいないだろう えが企業側、 女子労働者側の双方にまだ根強く

1 注

- 元年版)の二一六―二七三頁が詳しい。 問題点については、労働省『労働白書』(平成 最近の女子パー タイマ の現状およびその
- 2 険業の平均は一三六、電気・ガス・熱供給・万円であり、これを一○○とすると金融・保女子労働者の全体の所定内給与の平均は一六

子の 供給· 女子の賃金の高い三産業のうち電気・ガス・熱 基本統計調査報告』(昭和六三年)より。 飲食店は九七、 水道業は一二三、 割合が低い ちなみに製造業は八五、 水道業、 も労働大臣官房政策調査部『賃金構造 運輸・ サ **^{巡業は八五、卸売・小売業・運輸・通信業は一一八とな**} ービス業は一○七である。 通信業ではもともと女 ただ

- 3 年数) 別の比較を行っている (二五二—二五三頁)。 発見がある。 非常に貴重な資料であり、 金構造基本統計調査の特別集計を行 労働省『労働白書』(平成元年版) 別や企業規模別の集計はない。 ただし勤続年数(あるいは経験 くつかの貴重な は、 い、戦を前出賃
- 二三頁を参照のこと。 労働省『労働白書』(平成元年版)の二二二―二
- 6 5 労働省大阪婦人少年室、 働者」(平和経済計画会議・経済白書委員会編 業の中の未組織層―臨時工とパー 『国民の経済白書』(一九八九年度)、日本評論 一九八九年、 トタイマーの類型化に関しては、拙稿「企 所収) 大阪パー をも参照されたい。 トタイ トタイム雇 ム労
- 究。一 らみたパー 労務管理改善研究会『技能という視点か トタイム労働問題につい 7 の研

日本労働研究機構となる。 ※雇用職業総合研究所は平成二年一月一日より

寄稿

平成元年度 海外高年齢者雇用視察に参加して

加させて載いた。以設計を進める上で、 + 州の実態を直かに肌で感じて来ることは、 社としても丁 海外の見聞を広めて来ることが目的であった。 対策の実状を実地に確かめるほか、観光を含めて フランス及び西ドイツを訪問し、各国の高年齢者 - 一月四日の間、スウェーデン、オーストリア、今回の視察のスケジュールは十月二十四日から あ 度、 間、 高年齢者対策を進めており、 以下にその視察記を纏めてみ 参考になることを期待 -ストリア、 、職務の 当 た

10 月 24 日 箱崎で結団式、 ムへ向けて出発 成田からストックホル

空で羽田 貪欲に世界を見て来るようにとのお話があ 緊張が解けたように思われた、杉本理事の楽しく、 るが気楽に行きましょうとの挨拶があり、 澤団長からは、始めての海外旅行者が半分おられ 見てくるようにと云う励ましのお言葉を載く。 日本を見直す良い機会であり、各国の事情を広く 年齢者雇用開発協会の望月理事長の挨拶。 り継ぎ箱崎へ向う。16時から結団式が始まる。 大阪協会からは四名が参加、 ^ 0 モノレー ル、E電(国電)、 12時30分発の全日 バスと乗 外から 一同の 0 水 高

> 12, ろいろと失敗談があるようだ。 品を購入。成田に別送してもらう。お土産ではい店にかけ込み、酒・タバコ・香水といったお土産 で長い長い一日であった。飛行機は進路を一路北55分発のスカンジナビヤ航空に乗り込む。出発ま盃。箱崎で出国手続を済ませ、成田へ向う。20時 アンカレッジで給油。 一時間の休憩中、 免税

月25日 ストックホルム市内観光と 労働組合総同盟視察

10

行で、一寸、日白動車メーカー ッド・ノーベルの島をめぐり、 スウェーデンは人口850万人、産業は80%がサが行われているとかで内部見学は明日に持ち越す。 づ始めに1923年建築の市内庁舎を見学。会島々をつなぎあわせた上に浮ぶ水の都である。出発する。ストックホルムは人口140万、14ホテルへ直行。朝食を済ませ、9時に市内観光 防止のため昼間もすべてライト点灯である。国王 ビス業、残り20%が製造業とかで、かの有名な 4 時45分、 へ直行。 一寸、日本と違い、 アー ルの研究室が当時の 南の島に渡る。ここにはアルフ 朝食を済ませ、 本と違い、異和感を感じる。事故・ボルボがある。自動車が右側通 ランダ国際空港へ到着。 内庁舎を見学。会議ぶ水の都である。先人口140万、14の人口140万、14の まま残され スで 7

西日本電気システム株式会社

髙



ストックホルム市庁舎前から眺めた風景

ている。 ることがうか るとの事である。景観には相当の注意を払ってい る建物は古いものと調和をとるよう規制されてい た。 市内には新し さす がわ が福祉国家である。 れ い立派な老人ホ る。 南の島の 展望台 新しく建てられ ムが建てられ ら眺め



合

九月二十二日

茨木雇用開発協会激励大会に栗原部長が出席!

九月二十六日

催した。 エルおおさか 「生涯生活設計セミナ 設計セミナー」(一日) 日ン コタ ュース)を開ノー)におい

九月二十八日

金の大口企業にたいする説明会を開催した。 高年齡者多数雇用報奨金·高年齡者雇用確保助成 エルおおさか(労働センター)南館に お 61 て、

び村上相談員が出席した。 都東商ホールで開催され、 平成元年度全国高年齢者雇用促進大会が、 当協会から坂本部長及 東京

十月三日~四日

デザイン)事例展一こ、旨名と、「高年齢者活用のための職場改善(ジョブ・リの「高年齢者活用のための職場改善(ジョブ・リ京都中野サンプラザで開催され、その事業の一つ、東 十月四日 村上相談員が見学した。

員が出席した。 究発表会」に、当協会から坂本部長及び村上相談 の一つである「高年齢者継続雇用のための調査研 平成元年度高年齢者雇用開発フォ ・ラム 0 事業

> 雇用事情視察打合せ会を開催した。 大阪キャッスルホテルにおいて、 高年齡者海外

十月十二日

平成元年度高年齢者雇用 打合会を開催し 財団法人高年齢者雇 用 開発フォーラムについて開発協会(中央協会)と

十月十 四日

援助事業打合せ会を開催した。新大阪ワシントンホテルにお 63 て、 職務再設計

十月十六日

した。 (労働センター)南館で開催され、笹木主任が出席 人材確保実践研究会卸売業部会がエルおおさか

十月十九日齢者雇用確保助成金の説明会を開催した。 業協会にたいする高年齢者多数雇用報奨金・高年 大阪商工会議所において、社団法人大阪府警備

(労働センター 人材確保実践研究会運輸業部会がエルおおさか)南館で開催され、尾野が出席した。

十月二十日

(労働センター)南館で開催され、 人材確保実践研究会建設業部会がエルおおさ 栗原部長が出席

事務局長が講師として出席した。 開催された定年延長指導会議に、 泉佐野公共職業安定所が管内企業を対象として 当協会から宇野

十月二十二日

阿倍野雇用開発協会激励大会に坂本部長が出

十月二十三日

所との打合会議に山外部長及び岡本が出席した。 成金について大阪府労働部及び府下公共職業安定 高年齢者多数雇用報奨金・高年齢者雇用確保助

延長指導会議に、 長指導会議に、宇野事務局長及び笹木主任が出大阪府労働部及び府下公共職業安定所との定年

十月二十四日~ 十一月四日

社の参加があった。(詳細本文参照) ウェーデン・ 十月二十六日 ツ)に当協会から関西新幹線整備株式会社ほか三 ・エーデン・オーストリア・フランス及び西ド中央協会主催の高年齢者海外雇用事情視察(たかつガーデンにおいて、平 -成元年度大阪府高

年齢者雇用促進大会を開催した。(詳細本文参照) 十月二十六日~二十七日

「高年齢者継続雇用のための調査研究発表会」が開めの職場改善(ジョブ・リデザイン)事例展」と開催され、その事業の一つの「高年齢者活用のた 催、 平成元年度高年齢者雇用開発フォ 大阪府及び当協会の後援でたかつガーデンで、労働省・財団法人高年齢者雇用開発協会主 ラム大阪大

1 テ

会が、

かれた。 全国アド 特別研修が中央協会の主催で

ィに宇野事務局長が出席して挨拶を行なった。たかつガーデーンにおいて開催され、懇親パー

十一月一日

おさか(労働センター)南館で行われ、当協会か大阪高年齢者キャリセンターの開所式がエルお ら宇野事務局長が出席した。(詳細本文参照)

発部会を開催した。 大阪キ ッスルホテ ルに お 17 て、 第二回 雇 用 開

十一月七日~八日

所を見学した。 を開催し、 みのお山荘において、 二日目にサントリー株式会社山崎蒸留出荘において、九都道府県事務局長会議

総務関係事務担当者会議が、東京都後楽園会館

(二日コース)を開催した。

なにわ会館において「生涯生活設計セミ

ナ

十一月九日~十日

で開催され、当協会から板倉が出席した。

一月十日~十一日

促進事業団職業訓練センターで開催され、近畿ブロック事務局長会議が、和歌山県 から宇野事務局長が出席した。 県の 当協会 雇用

十一月十三日、十四日、十六日、 十七日、二十四

給付金説明会を開催した。(詳細本文参照) エルおおさか(労働センター) 南館にお いて、

十一月二十日

典が開催され、栗原部長が出席した。 社団法人大阪府工業協会の創立四十周年記念式

十一月二十二日

変好評であった。 ミノルタカメラ株式会社堺工場を対象に実施、 高年齢者雇用モデル事業所実地研修セミ 大 を

門真雇用開発協会激励大会に采女が出席した。

十一月三十日

一十五回運営協議会を開催した。 ・キン工業株式会社本社会議室にお 17 て、 第

南館で開催され、宇野事務局長が出席した。念式典及び講演会がエルおおさか(労働センター)大阪障害者雇用相談展示センター開所十周年記

十二月六日~七日

局から笹木主任及び尾野が出席した。 ら池上高年齢者雇用アドバイザーほか五名と事務 流会が和歌山県紀の国会館で開催され、当協会か 高年齢者雇用アドバイザ 近畿ブロッ ク経験交

十二月十一日

催した。 エルおおさか(大阪府立労働センタ 「生涯生活設計セミナー」(一日コー ・ス)を開 ・)にお

後

◇明けましてお目出とうございます

一年の計は元旦にあり。

う声も聞こえて、年が明けました。
◇円高、貿易摩擦、内需拡大と一昨年来好況が続 今年はどのような年になりますか。 なかなかそのようにまいらないもので、

申い 職務再設計によって、高年齢者の就業機会の拡大こえます。これを一つの様気とし しかし、 し上げます。 高年齢者にとっては他人事のように聞

参加していただきました。 齢者雇用状況視察に、今年度は、 ◇昨年度から中央協会で企画されました海外高年 その模様の原稿を寄せ 当協会から四社

◇一月から、高年齢ていただきました。 もあり、 ん方の暖かいご理解とご協力をお願い申し上げるいよう、極力、職員一同努力いたしますので皆さいこともあるかと思います。そのようなことのな 雇用確保助成金の支給申請書の受理業務が始まり 次第です。 極めます。申請についての電話によるお問い合せ ます。多くの企業から申請がありますので多忙を 掛かりにくくなったり、すぐに出られな 高年齡者多数雇用報奨金、高年齡者

◇今年も当協会では、若年労働力確保対策、高年 ますようお願い申し上げます。(Y) 点がございましたらご遠慮なくお申し付け下 協力をお願い申し上げますとともに、 めて参る所存でおりますので、 齢者雇用促進対策の両面にわたりまして事業を進 倍旧のご支援、ご し付け下さい、お気づきの



南館十二階日五番三号